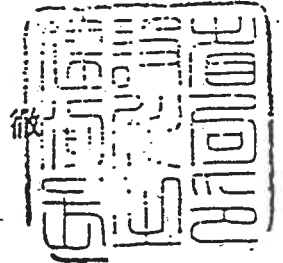


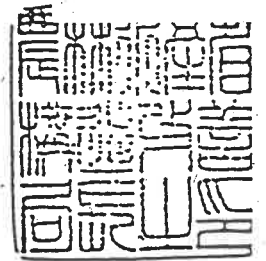
河政発第56号
元構改B第688号

平成元年7月1日

建設省河川局長
近藤 徹



農林水産省構造改善局長
松山 光治



土地改良法施行令の一部を改正する政令の制定に当たり、建設省と農林水産省は
下記のとおり了解する。

記

- 1 農林水産省は、国営土地改良事業として農用地の災害防止を目的とするダム事業を行わないこと。
ただし、河川管理者が行うダム事業又は都道府県営農地防災ダム事業との共同事業として行われる国営土地改良事業によるかんがいダム事業を除く。
- 2 改正後の土地改良法施行令（以下「令」という。）第49条第1項第2号から第8号まで、第50条第1項第1号の2（決壊するおそれがあるため池の補強の

事業に限る。)及び第5号の2(低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業に限る。)並びに附則第3項及び第4項の事業(以下「本事業」という。)について、河川(河川法が適用され、又は準用される河川をいう。以下同じ。)の改良工事に該当するものについては行わないものとする。

ただし、河川の改良工事を含む事業を行う必要が生じたときは、あらかじめ河川管理者に協議を行い、許可又は協議の成立の見通しが立った後に土地改良事業計画を決定するものとする。

3 本事業における受益地は農用地のみとすること。

4 本事業においては、現況河道疎通能力、工事実施基本計画等に定められた計画高水流量を勘案し、本事業の完了時点での河道疎通能力を超えるような計画は行わないこととすること。

5 本事業(令第49条第1項第2号及び第8号の事業に限る。)について、河川から河川の流水を河川又は海へ排水する形態のものについては行わないものとする。

ただし、事例ごとに河川管理者との協議が成立したものについては、この限りでない。この場合において、当該排水に係る工事は、河川法第20条に基づく工事として行うものとする。

6 本事業(令第49条第1項第3号及び第4号、第50条第1項第5号の2(低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業に限る。)並びに附則第3項及び第4項の事業に限る。)について、河川から河川の流水を河川又は海へ排水する形態のものについては行わないものとする。

ただし、事例ごとに河川管理者との協議が成立したものについては、この限りでない。この場合において、新たに行う当該排水に係る工事は、河川法第20条に基づく工事として行うものとする。

7 本事業のうち排水に関して河川法の協議又は許可を必要とするものについては、農林水産省(都道府県営事業にあつては、都道府県土地改良事業担当部局)は建設省(都道府県営事業にあつては、河川管理担当部局)に対し、調査時に説明を行うとともに全体実施設計(都道府県営事業にあつては、着工)に係る予算要求前に十分に協議すること。

また、本事業について、河川の流量に著しい影響を与えるもの(河川法の協議又は許可を必要とするものを除く。)を計画する場合には、農林水産省(都道府県営事業にあつては、都道府県土地改良事業担当部局)は、あらかじめ建設省(

都道府県営事業にあつては、河川管理担当部局) に対し十分に説明すること。

- 8 令第49条第1項第5号に定めるため池で決壊するおそれがあるものの補強であつて、防災機能を付与するもの(以下「5号事業」という。)の計画については、次のように取り扱うこと。

(1) 5号事業のうち、次の河川の区間に係る地域を受益の対象とするものは、計画しないものとする。

- ①河川改修事業を実施済み、又は実施中の区間、及び河川改修事業を行う予定のある区間
- ②5号事業の計画において、調節前の計画洪水量が $500\text{m}^3/\text{s}$ 以上となる区間、及び最大調節流量が $100\text{m}^3/\text{s}$ 以上となる区間

(2) 5号事業を計画するに当たっては、建設省に上記(1) について協議を行うものとする。

(3) 上記(2) により、建設省は、必要に応じて河川計画への影響について検討するものとする。

(4) 協議調整は、事業の性格にかんがみ、速やかに行われるように双方努力するものとする。

(5) 事業採択の前に協議の成立を確認するものとする。

- 9 令第49条第1項第6号の事業においては、河川である池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設又は変更を行わないこと。

ただし、事例ごとに河川管理者との協議が成立したものについては、この限りでない。

- 10 令第49条第1項第7号及び第8号に掲げる事業を以下の(1)、(2)に掲げる区域内において実施する場合には、次によるものとする。

(1)

①砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地

②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

③地すべり等防止法第3条の規定により指定された地すべり防止区域

上記①、②又は③の区域内において実施する場合にあつては、法令の定める所要の手続を了した後に着手するものとする。

(2)

①砂防指定予定地

②土石流危険溪流

③急傾斜地崩壊危険箇所

④地すべり危険箇所

上記①、②、③又は④の区域内において実施する場合にあつては、その工事内容につき都道府県土木担当部局（直轄砂防区域内にあつては、建設省地方建設局又は北海道開発局の河川担当部局）と事前に十分な調整を図るものとする。

なお、令第49条第1項第7号の事業にあつては、急傾斜地崩壊危険箇所内において、崩壊防止工事を実施する必要がある、当該工事が建設省の補助事業工事採択基準に合致する場合にあつては、原則として建設省所管工事を優先させるものとする。上記以外の場合で農地、農業用施設を災害から未然に防止するため必要な崩壊防止工事については、原則として、農林水産省所管の工事を優先させるものとする。また、この区域内において農林水産省所管工事を実施する場合においては、農林水産省の関係部局は、あらかじめ崩壊防止工事の実施場所、工法等について都道府県土木担当部局に協議するものとする。

11 令第52条第1項第2号の2の改正に係る事業は、広域農業水利施設総合管理事業（以下「総合管理事業」という。）のみであること。

12 総合管理事業については、

(1) 河川法第23条又は第95条による許可又は同意に係る申請内容の変更及びその際、個別の水利使用に付された条件の変更を伴うものは含まれないものであること。

ただし、個別の水利使用ごとに法の所定の手続を了して行うものについては、この限りでない。

(2) 河川法第44条から第51条までに規定するダムに関する特則を遵守すること。なお、複数の利水ダムにわたる洪水時の放流調節は含まれないものであること。

(3) 総合管理事業ごとに、計画構想段階において、河川管理者に説明を行うこと。

13 上記のほか、土地改良事業に関し、従来からの建設省と農林水産省との間で確認された合意の内容、趣旨は、今回の政令改正により何ら変更されるものでないこと。

14 農林水産省は、上記2から13までの内容について通達で関係行政機関に示すこととし、通達については事前に十分な時間的余裕を持って建設省に協議すること。